

シティユウワ法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル7階
TEL: 03-6212-5500(代表) / FAX: 03-6212-5700



広々としたエントランス。二重橋前駅・東京駅・大手町駅とアクセスも良好だ。

激動の時代を経て、 創立10周年を迎える

シティユウワ法律事務所は2003年2月、東京シティ法律事務所(法律部門)とユウワパートナーズ法律事務所との業務統合により設立された。旧東京シティ法律事務所は訴訟等の民事紛争処理、不動産案件、倒産案件を、旧ユウワパートナーズ法律事務所は渉外案件、金融取引、M&Aをそれぞれ得意分野とし、顕著な実績を残してきた。

2005年9月には、各種特許訴訟分野において国内有数の事務所である大場・尾崎・嶋末法律事務所と業務統合し、知的財産権分野も一段と強化された。前身となるそれぞれの事務所の高い専門性を引き継ぎながら、これらを有機的に結合し、さらに企業法務、コンプライアンス、労務、独占禁止法分野でも専門性の高い弁護士らを加えて現在の陣容を整えたのである。

事務所は今年で創立10周年を迎えた。バブル崩壊後

の不良債権処理の収束から構造改革、リーマンショック、東日本大震災を経て現在まで、仕組み金融、大型の倒産・事業再生、M&A、特許、企業不祥事の第三者委員会を含む各種コンプライアンス業務、再生可能エネルギーなど、法律家のサービス領域が大きく拡大し、めまぐるしく変化する激動の10年だった。

シティユウワ法律事務所はそれらすべての法律分野に対して適切かつ柔軟に対応してきた。同事務所の一貫した方針は①企業が直面する多様な法律問題に対応する高度な専門的サービスの提供②国際法務の重視③クライアントのニーズに合ったカスタムメイドのアドバイスの提供の3点だ。

「特に国際法務はこれから積極的に推進していきたい分野で、留学の奨励と同時に、アジア各国の法律事務所での研修を通じ、人のつながりを活かしたアジア戦略を展開していきます」(栗林康幸弁護士)。

今年はその成果をシリーズ形式の「C Y アジア法務セミナー」として発表。ベトナム、韓国、インド、ミャンマー、アジア全般の危機管理といったテーマを設定

し、アジア地域での日本企業の現状、法改正をにらんだ注意喚起と、実効性のあるソリューションを披露し、好評を博した。来場者からも関心のある国や地域について、積極的に質問が出たという。

真のフルサービスを可能にする 専門家集団

近年、企業が直面する法律問題は実に多様となり、加えて、既存のくくりでは分類できない新しい事業が次々に創出されている。ビジネス環境の変化のスピードは速く、変化に応じてビジネスモデルを素早く変えていくことが求められる。

「不動産の証券化案を例にとれば、物件取得段階における不動産専門弁護士によるデューデリジェンスに始まり、組成段階における金融専門弁護士による仕組みおよび契約に関するアドバイス、さらに、テナントとのトラブルが発生した場合の訴訟専門弁護士による対応など、一つの案件において求められる専門性の幅はかなり広い。これらフルサービスをワンストップで提供できることはシティユウワ法律事務所ならではの強みと考えます」(栗林弁護士)。

このような一貫通貫の解決が実現できるのは、不動産、訴訟、倒産、事業再生案件など国内案件を中心とする国内法律事務所、金融、海外案件を専門とする渉外法律事務所、そして特許専門事務所という、大きく異なる3つの特性の融合で成り立ってきたからだろう。異なる業務を互いに尊重する創立時の文化が今も息づいているため、さまざまな専門分野や経歴を持つ弁護士がチームを組み、多面的な視点で迅速にアドバイスを行うことができるのだ。

輝かしい経歴を持つ 専門色豊かな弁護士たち

シティユウワ法律事務所が、当初の47名から123名にまで弁護士数を拡大させ、着実な成長を遂げることができたのも、この多様性の尊重によるところが大きい。同事務所に名を連ねる多彩な弁護士たちに登場してもらおう。

英国ケンブリッジ大学院で学び、ドイツを中心に在



案件別に最適なチームが編成され、効率よく問題を解決する。

欧15年という田中幹夫弁護士は、日本の弁護士では珍しい日英独3カ国語の完全トライリンガルだ。国際契約書の大半は英語だが、クライアントとのやり取りは母国語が好まれる。国際的に活動する有限会社(GmbH)が多いドイツではこの傾向が強いそうだ。欧米への短期出張が月に数回重なることも珍しくないという田中弁護士は、日本の国際派弁護士の最右翼の一人。

「(出張が多いのは)ネゴシエーターとして現地に向くためです。契約締結や紛争解決の交渉の大勢はその場で決まってしまうため、現地で直接交渉に当たるのが一番有効なのです」(田中弁護士)。

国際契約の豊富な知識と語学力を駆使し、顧客のために会議を仕切る欧米的な業務態様は、年々増えているという。

金融関係を中心とした企業法務一般を扱う片山典之弁護士も異色の経歴の持ち主だ。

「米国のロースクールに留学、ニューヨークの法律事務所での2年の研修を経て、1997年の帰国と同時に東京シティ法律事務所から大和証券に3年間出向しました。主にプリンシパルインベストメント(金銭債権や不動産、あるいは企業への自己資金による投資)の部署の立ち上げのときに携わりましたが、新しくマーケットができる過程にプレーヤーとして関わったことは貴重な経験になりました。その後、不動産の流動化・証券化の仕事にも携わり、2001年に日本でも不動産投資信託J-REITが始まりましたが、その第一号商品の組成にも携わりました」(片山弁護士)。

企業を内側から見てきた経験を買われ、最近では上場企業の社外監査役、社外取締役の仕事も増えており、危機対応や経営の透明性を高める役目も担っている。



田中幹夫弁護士
Mikio TANAKA

主な取扱分野は、渉外企業法務、日本企業の海外進出支援、ドイツ関係法務、国際的契約紛争の和解交渉、再生可能エネルギー法務など。独文著作多数。日弁連国際交流委員会の幹事やWLG（本文参照）の役員、ドイツ・ヘッセン州立マールブルク大学法学部講師も務める。



片山典之弁護士
Noriyuki KATAYAMA

主な取扱分野は、一般企業法務、金融取引、企業買収、不動産関連ファイナンス、国際取引など。上場企業の社外取締役、J-REIT監督役員、法科大学院の客員教授なども兼務。最近の論文に「金融商品取引法が一部改正されました」（企業実務No.726, 2013年）がある。



青井裕美子弁護士
Yumiko AOI

主な取扱業務は、一般企業法務、国際取引法務。外資系企業の日本での事業の支援や独禁法の分野を得意とし、経産省での独禁法に関する研究会に委員として参加したり、アメリカ法曹協会（ABA）Section of Antitrustのイベントのパネリストとして出席する等幅広く活躍している。



坂本正充弁護士
Masamichi SAKAMOTO

主な取扱分野は、海外投資案件を含む国際取引、各種金融取引、不動産投資及びこれらに関する紛争解決。特に、クロスボーダー案件における経験が豊富で、最近では、日本企業によるアジア進出案件を多く手掛けている。



金哲敏弁護士
Akitoshi KIN

複数の韓国大手ローファームでの執務を通じて得た豊富な実務経験と韓国語能力を活かして、日韓間のM&A・企業提携などの投資案件や貿易取引、これらに伴う各種交渉・紛争処理など、幅広い分野で韓国案件に特化したリーガルサービスを提供。



眼前に皇居が広がる、広々として開放感のあるセミナールーム。

独禁法の実務に関しては青井裕美子弁護士だ。米司法省等による日本の自動車部品メーカーの価格カルテル摘発がメディアを賑わせているが、日本的商慣習には注意が必要だという。

「最近では国内の行為でも海外市場への間接的な影響を考慮しなければなりません。日本で部品を供給する場合、その輸出先の競争当局からも注目されることがあります。特に米国は個人に対する制裁もあり、当局もエンフォースメントに熱心なので要注意です。米国にとって脅威の存在であり続けた日本の自動車産業のように、今後も成長産業や目立つ企業はターゲットとされ易いので、特にコンプライアンスを徹底していく必要があります」（青井弁護士）。

成長著しいアジア各国の 国際法務にも強み

国際法務のクロスボーダー取引に関しても経験豊富な弁護士が多数在籍していて心強い。坂本正充弁護士もその一人だ。

「外資による国内への不動産投資と日本企業の海外企業の株式取得や買収、合弁会社設立などを手がけています。大きなチームのマネジメント、依頼者に代わっての契約交渉が私の役割です。欧米だけでなくインド、インドネシア、ベトナム、シンガポール、タイなどASEANの国々が関係する案件も得意です。

ファイナンスも扱っているので、複雑なスキームを組んで投資していく案件にも慣れています」（坂本弁護士）。

近年、ビジネス交流が大きく進展した隣国、韓国関連の案件を得意とする弁護士もいる。現地でキャリアを積んだ金哲敏弁護士だ。

「韓国企業が日本に子会社を出して事業展開を図る、逆に日本企業が韓国に現地法人を作るといった進出案件から合弁の解消や撤退の案件、さらには貿易紛争の解決など多彩な案件を担当しています。最近では韓国の新興財閥、ファッション、外食といったB to Cでの日本進出案件も目立ちますね」（金弁護士）。

韓国の法律事務所が日本専門部署を設けて積極的に経験を蓄積しているのに比べて、日本の法律事務所は企業法務の分野で韓国案件に特化した経験の蓄積が少ないのが現状だ。金弁護士は韓国の法律事務所に2年以上在籍した経験を生かして、現地の実情を理解したうえで、豊富なネットワークを駆使したハイレベルなサービスを提供する。

リーズナブルにトータルなサポートを 提供する

また、同事務所の大きな強みとして世界51カ国の有力事務所（所属弁護士約1万6,000名）からなるネットワーク、World Law Group (WLG) 唯一の日本メンバーとしてそのリソースを十分に活用できることもあげら

れる。法律事務所が海外各地に支店を置くのは珍しくないが、支店を立ち上げ維持するためのコストが弁護士報酬に反映されてしまい、クライアントの負担を増やしてしまうなど、課題は多い。しかし、WLGは既に世界各地の各分野で信頼できる専門家集団を常時擁するため、案件に即したスペシャリストを直ちに低コストで投入できる。

同事務所は中規模でかつ、比較的若いパートナー弁護士が多くアソシエイト弁護士の比率が少ない。事務所運営にも無駄な費用をかけない方針を徹底しており、クライアントにはリーズナブルな価格で専門性、機動性の高いサービスを提供している。

顧問契約に基づくクライアントに対しては日常的な法務相談にも丁寧に対応することによりクライアントそれぞれの特性や強み、社内体制なども把握し、M&Aなどの大型案件が発生した際に、迅速かつ的確に対応できる準備を整えている。

「いわば普段はかかりつけ医としてお付き合いしながら、有事の際には総合病院の各専門スタッフを編成し、かかりつけ医と共に治療に当たる。ワンストップでかかりつけ医と総合病院のそれぞれの長所を兼ね備えるような特色のある法律事務所です。企業の方には当事務所の担当者とうまくコミュニケーションしていただきたい。問題意識を共有できれば、適材適所のいいアレンジが可能です。そうして当事務所のリソースを広く使っていただければと思います」（栗林弁護士）。

Data

【所属弁護士等】

パートナー41名、オブ・カウンセル5名、スペシャル・カウンセル2名、アソシエイト75名、外国弁護士3名、司法書士2名

【沿革】

2003年東京シティ法律事務所（法律部門）とユーワパートナーズ法律事務所との業務統合によりシティユーワ法律事務所設立

2005年大場・尾崎・嶋末法律事務所と業務統合

【過去の主要案件】

国内外の上場企業による企業買収案件、日本企業の欧米・アジアでの合併事業その他アジア進出案件を含む国際取引案件、国際カルテル・企業結合等の独禁法案件、海外腐敗防止法案件、コンプライアンス・社内調査案件、不動産証券化や資金調達等の金融案件、労務案件、不動産関連案件、民事再生手続申立等の企業再生案件、各種再生可能エネルギープロジェクト等多数

【主な著書・論文】

シティユーワ法律事務所編のものとして、『なるほど図解独禁法のしくみ（第3版）』（2010年、中央経済社）、『取締役のための「会社法」エッセンス』（2006年、中央経済社）

その他所属弁護士による著作・論文多数

【受賞歴】

IFLR 1000 - The Guide to the World's Leading Financial Law Firms 2014、Asialaw Profiles - The Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic Law Firms 2014、Chambers & Partners - Chambers Global 2013およびChambers Asia-Pacific 2013、Best Lawyers - The Best Lawyers in Japanなどにおいて高い評価を得ている

World Law Group



1. ワールド・ロー・グループとは

今日の経済はボーダーレス化し、その潮流は今後益々加速することは確実です。これに対応して法務のグローバル化を如何に効率的に推進するかはビジネス法務にとって極めて重要なテーマです。World Law Group (以下 WLG) は国際法務を高度・迅速・効率的に行うために形成された世界各地の一流の法律事務所のネットワークで、シティューワ法律事務所は WLG の日本における唯一のメンバーファームです。1988 年に発足した WLG はメンバーファーム数 52、その所属弁護士数 15,000 名超、事務所所在地は 6 大陸・65 カ国を 315 か所の事務所網でカバーするまでに成長しました。シティューワ法律事務所は WLG の運営にも積極的にコミットしており、1992 年 5 月と 1995 年 5 月から佐藤恒雄弁護士、2010 年 4 月からは田中幹夫弁護士が WLG 総会において Director に選出されてボード入りし(それぞれ任期 2 年)、WLG の運営に参画しています。

2. グローバル法務のインフラとしての WLG

海外のプロジェクトや紛争に際して正確なリスク分析やクライアントにとって最適のスキームを構築できるかは現地弁護士の能力によって大きく左右されます。ここでいう能力には、弁護士の専門性・事案の分析能力・コミュニケーション能力・業務の迅速性や仕事への真摯さが含まれます。もしクライアントにご紹介した現地弁護士の能力に問題があると共同作業の大きな障害になり、ひいてはクライアントの利益を害しかねないのでどれだけ有能な弁護士を各地に確保しているかはビジネスローファームにとって重要な意味を持ちます。WLG の大きな長所は、現地で定評がありフィーも合理的な世界各地のメンバーファームのパートナー弁護士が定期的に各国の重要な新法制を紹介し合う勉強会を開催し、専門性だけでなく人間的にも信頼が置けることも相互に知悉している点にあります。したがって外国法リサーチの必要が生じればメールや電話 1 本で最適のアドバイスが迅速に得られる関係があらかじめ構築されています。このように WLG は専門性・国際性・スピードのすべてが求められる涉外ビジネス法務に最適のインフラを提供しています。

3. ネットワーク方式の長所

単独の事務所が複数都市に事務所を展開する海外支店方式と比べた場合、有力法律事務所間の WLG のネットワーク方式は、(1)既に現地でリードする立場にある法律事務所でなければ WLG のメンバーになれないため、外国に海外支店型事務所を設置して育てて行く方式と比べて当初から専門性と経験を有している(2)同じ理由で、海外支店型事務所を設置する立ち上げコストが不要であり、またネットワークの維持費も相対的に低廉である(3)地理的にカバーできる範囲が遥かに広汎である、言い換えれば低コストで専門性の高い法的アドバイスを提供できる長所を有します。

4. WLG の活動内容

WLG には以下のプラクティスグループ(部会)があり、定期的に勉強会を開いて世界各地最新の重要な法律情報の共有と相互研鑽に努めています。

- | | |
|--|--|
| ■ Antitrust & Competition | ■ Banking & Finance |
| ■ Corporate Governance | ■ Corporate Restructuring & Bankruptcy |
| ■ Energy, Natural Resources & Clean Tech | ■ Entertainment, Travel, Sports & Leisure |
| ■ Global Outsourcing & Technology Transactions | ■ Healthcare & Life Sciences |
| ■ Human Resources | ■ Intellectual Property & Information Technology |
| ■ International Corporate Transactions | ■ International Taxation |
| ■ Litigation, Arbitration & Dispute Resolution | ■ Privacy Matters |

5. メンバーファーム一覧(各メンバーファームの本拠地が所在する国名または州名の五十音順)

	アイルランド	Mason Hayes+Curran		シンガポール	Rodyk & Davidson LLP
	アメリカ	Drinker Biddle & Reath LLP		スイス	CMS von Erlach Henrici AG
	アメリカ - イリノイ州	Greenberg Glusker		スウェーデン	Setterwalls
	アメリカ - カルフォルニア州	Miller & Martin PLLC		スペイン	Cuatrecasas, Gonçalves Pereira
	アメリカ - ジョージア州	Andrews Kurth LLP		タイ	Chandler & Thong-ek
	アメリカ - テキサス州	Greenberg Traurig, LLP		台湾	Formosa Transnational/ 萬國法律事務所
	アメリカ - フロリダ州	Edwards Wildman Palmer LLP		チェコ	Havel, Holásek & Partners
	アメリカ - マサチューセッツ州	Lane Powell PC		チリ	Urenda Rencoret Orrego y Dörr
	アメリカ - ワシントン州	Arnold & Porter LLP		デンマーク	Bech-Bruun
	アメリカ - ワシントン D.C.	Alfaro Abogados		ドイツ	CMS Hasche Sigle
	アルゼンチン	Herzog, Fox & Neeman		ドイツ	Taylor Wessing
	イスラエル	Gianni, Origoni, Grippo & Partners		トルコ	Hergüner Bilgen Özeke
	イタリア	Vaish Associates		日本	City-Yuwa Partners/ シティユーワ法律事務所
	インド - ニューデリー	AZB & Partners		ノルウェー	Advokatfirmaet Schjødt
	インド - ムンバイ	Makarim & Taira S.		フィリピン	SyCip Salazar Hernandez & Gatmaitan
	インドネシア	Wragge & Co LLP		フィンランド	Castrén & Snellman
	英国 - イングランド	McClure Naismith LLP		ブラジル	TozziniFreire Advogados
	英国 - スコットランド	Minter Ellison		フランス	Soulier
	オーストラリア	CMS Reich-Rohrwig Hainz		ペルー	Payet, Rey, Cauvi
	オーストリア	CMS Derks Star Busmann		ベルギー	CMS DeBacker
	オランダ	Goodmans LLP		ポーランド	Sołtysiński Kawecki & Szlezak
	カナダ - トロント	Davies Ward Phillips & Vineberg LLP		ポルトガル	PLMJ
	カナダ - モントリオール	Bae, Kim & Lee LLC/ 太平洋法律事務所		マレーシア	Shearn Delamore & Co.
	韓国	Bahas, Gramatidis & Partners		メキシコ	Santamarina y Steta S.C.
	ギリシャ	Arias & Muñoz		ルクセンブルグ	Arendt & Medernach
	コスタリカ	Prieto & Carrizosa		ロシア	CMS Russia
	コロンビア				

(2014 年 10 月 10 日現在)

氏 名：片山 典之（かたやま のりゆき）

生年月日：1964 年 10 月 28 日

事 務 所：シティユーワ法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-2 丸の内三井ビル

TEL:03-6212-5511/FAX:03-6212-5700/E-mail: noriyuki.katayama@city-yuwa.com

【学歴等（弁護士登録年月日などを含む）】

- 1983 年 私立灘高等学校（兵庫県）卒業
- 1987 年 司法試験第二次試験合格
- 1988 年 早稲田大学法学部卒業
- 1990 年 司法修習修了（42 期）、弁護士登録（現在、東京弁護士会に所属）
- 1995 年 米国ワシントン大学ロースクール修士課程（LL.M.）修了
- 1996 年 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 1998 年 日本証券業協会一種外務員資格試験合格

【職歴等】

1990 年 4 月～1996 年 9 月 長島大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）

1995 年 9 月～1997 年 9 月 ヒューズ、ハバード&リード法律事務所（ニューヨーク）

1996 年 10 月～2003 年 東京シティ法律税務事務所（法律部門）（2000 年 1 月よりパートナー）

1997 年 10 月～2000 年 9 月 大和証券、大和証券エスビーキャピタル・マーケット（現大和証券）に出向（常勤、契約社員）、法務部、金融商品開発部、プリンシパル・インベストメンツ部門（現大和証券 SMBC プリンシパル・インベストメンツ）にて執務

2000 年 9 月～2001 年 3 月 三井不動産証券化推進部リーガルカウンセラー（非常勤）

2003 年 2 月 旧東京シティ法律税務事務所（法律部門）と旧ユーワパートナーズ法律事務所との業務統合によりシティユーワ法律事務所設立、現在に至る

2004 年～ ドイツ・アセット・マネジメント株式会社 監査役（非常勤）

2004 年（～2007 年） 東京弁護士会 法曹養成センター委員

2005 年（～2007 年） 成蹊大学法科大学院（ロースクール）非常勤講師（「民事模擬裁判」担当）

2006 年（～2011 年） ドイツ証券株式会社 監査役（非常勤）

2006 年（～2012 年） 独立行政法人大学評価・学位授与機構 法科大学院認証評価委員会評価部会専門委員

2006 年（～2014 年） 株式会社アコーディア・ゴルフ 社外取締役

2006 年～ 明治大学ビジネススクール（専門職大学院）グローバル・ビジネス研究科兼任講師（「証券化関連法」担当）

2007 年～ 大和ハウス・リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員

2008 年（～2014 年） 成蹊大学法科大学院（ロースクール）非常勤講師（「企業法特殊講義Ⅱ（ストラクチャード・ファイナンスー不動産ファイナンスを中心に）」担当）

2009 年～ 東洋大学法科大学院（ロースクール）客員教授（「企業法務」、「国際取引法」担当）

2013 年（～2014 年） 公益財団法人大学基準協会 法科大学院認証評価分科会委員

2013 年～ SIA 不動産投資法人 監督役員

2014 年～ 平成 26 年司法試験予備試験考查委員（商法担当）

株式会社リブセンス 補欠監査役

日産化学工業株式会社 監査役（非常勤）

南山大学法科大学院（ロースクール） 兼任講師（「企業法務」担当）

【著作・講演等】

- ・「クレジット・デリバティブー米国における取引の実際ー」（共著、国際商事法務 Vol.25, No.7, 1997）
- ・「クレジットリスクの商品化」（『渉外弁護士業務データファイル』（渉外弁護士実務研究会編）所収 中央経済社 2000）
- ・「新破産実務マニュアル」（東京弁護士会法友全期会破産実務研究会 編集（共同執筆）、ぎょうせい 2007）
- ・「Understanding the ISDA Master Agreements Conference」（ISDA（International Swaps and Derivatives Association, Inc.）主催の Conference にてスピーカー（2008.8） & （2012.4））
- ・「International Securities Law Handbook, Third Edition」（共著、Wolters Kluwer Law & Business 2010）
- ・「インサイダー取引規制の強化など 金融商品取引法等が一部改正されました」（企業実務 2013.9 No.726 日本実業出版社）

【取扱業務分野】

一般企業法務、金融取引、企業買収、不動産関連ファイナンス、国際取引など